

長岡京市葬祭場の建築に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長岡京市内における葬祭場の建築及び管理運営に関し、必要な行政指導内容を定め、事業者及び周辺関係住民等に協力を求めることにより、紛争を未然に防止し、長岡京市まちづくり条例（平成6年長岡京市条例第18号）第1条の達成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、使用する用語は、次項に定めるもののほか、建築基準法及び建築基準法施行令において使用する用語の例による。

2 この要綱において使用する用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 葬祭場 業として葬儀を行うことを目的とした建築物（建築基準法第2条第1項に規定する施設）
- (2) 小規模葬祭場 葬祭場のうち、葬祭場の用途に供する部分の床面積の合計が、100平方メートル以下のもの
- (3) 葬祭場の建築 葬祭場を新築し、増築し、改築し、若しくは移転し、又は、建築物の用途を変更して、葬祭場とすること
- (4) 事業者 長岡京市まちづくり条例第2条第1項(6)に規定する者
- (5) 周辺関係住民等 敷地境界線から100メートル以内に居住する者又は建築物を所有する者、並びに自治会等

(事業者の責務)

第3条 事業者は、葬祭場の建築及び管理運営に当たっては、周辺地域の市街地形成に十分配慮するよう努めること。

(周辺関係住民等の責務)

第4条 周辺関係住民等は、事業者から葬祭場の建築に伴い、その計画内容等について事前の説明の申出があった場合は、これに応じるよう努めること。

(事前協議)

第5条 事業者は、葬祭場の建築をしようとする前に、事前申出書（第1号様式）に次に掲げる図書を添付して市長に提出し、当該葬祭場の建築の計画の概要及びこの要綱に定める事項について協議すること。

- (1) 葬祭場建築計画概要書（第2号様式）
- (2) 付近見取図
- (3) 配置図、各階平面図、立面図及び断面図
- (4) その他市長が必要と認める図書

(建築計画表示板の設置)

第6条 事業者は、葬祭場の建築の計画の概要を周辺関係住民等に周知させるため、当該葬祭場の敷地の見やすいところに葬祭場建築計画表示板（第3号様式）を設置すること。

2 前項の葬祭場建築計画表示板の設置期間は、事前申出書を市長に提出した日から、葬祭場の工事が完了する日までとする。

3 事業者は第1項の規定により葬祭場建築計画表示板を設置したときは、速やかに、葬祭場建築計画表示板設置報告書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

（周辺関係住民等への周知）

第7条 事業者は、前条の規定により葬祭場建築計画表示板を設置した日から速やかに、周辺関係住民等に対し、次に掲げる事項について説明会等の方法により周知するとともに、周辺関係住民等の理解を得るように努めること。

(1) 葬祭場の規模、構造、用途および敷地の形態ならびに当該葬祭場敷地内に設置する建築物および自動車駐車場等の位置ならびに付近の建築物との位置関係等

(2) 葬祭場の設置に伴う周辺の生活環境に及ぼす影響およびその対策

(3) 葬祭場の建築の工期、工法および作業方法

(4) 葬祭場の建築による危害の防止策

(5) 上記(1)～(4)の事項の他、葬祭場の建築及び管理運営等に関すること

2 事業者は、前項に定める説明会等を行ったときは、速やかにその状況を説明会等報告書（第5号様式）により市長に報告すること。

（事業者及び周辺関係住民等の協議等）

第8条 事業者及び周辺関係住民等は、そのいずれか一方から協議を求められたときは、これに応じるよう努めること。

2 事業者及び周辺関係住民等は、前項の協議内容について協定を締結し、相互に遵守するよう努めること。

3 事業者及び周辺関係住民等は、葬祭場の建築によって生じたすべての紛争について、相互の立場を尊重し、誠意をもって自主的に解決するよう努めること。

（建築計画上の措置）

第9条 事業者は、葬祭場の建築をするときは、その建築計画について次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 歩行者及び自動車等の通行その他の交通環境に配慮すること。

(2) 葬祭場は、原則として有効幅員6メートル以上の道路に接すること。

(3) 葬祭場の用に供する部分の床面積100平方メートル当たり1台以上（当該台数が5台未満になる場合は5台以上）の自動車駐車場を、当該葬祭場の敷地内又はその近傍地に設けること。ただし、周辺の交通機関の状況等により支障がないと認められる場合は、この限りではない。

(4) 霊柩車、マイクロバス等葬儀用車両の発着場所を葬祭場の敷地内に設けること。

- (5) 葬祭場の形態及び意匠を周辺の景観と調和するものとする。
- (6) 敷地境界線から葬祭場（敷地内の工作物を含む。以下、この号において同じ。）の外壁等（外壁に代わる柱の面並びにバルコニー、ベランダ、出窓及び戸袋を含む。工作物にあっては、これらに相当する工作物の外側を含む。以下、この号において同じ。）までの間は、次のとおりとすること。ただし、周辺の良好な市街地形成を害するおそれがないと認められるときは、この限りではない。
- ① 隣地境界線が、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域に位置する場合は、当該隣地境界線から葬祭場（ただし、小規模葬祭場及び建築物の用途を変更する場合を除く。②及び③において同じ。）の外壁等までの距離を4メートル以上とし、隣地境界線に沿って中木及び高木による緑化を行うこと。
- ② 隣地境界線が、都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域に位置し、かつ、①の用途地域から25メートル以内に位置する場合は、当該敷地境界線から葬祭場の外壁等までの距離を、次の式により算出した距離以上とし、隣地境界線に沿って中木及び高木による緑化を行うこと。
- $$A = 4 - 0.08 \times B$$
- Aは、隣地境界線から葬祭場の外壁等までの距離（単位：メートル）
Bは、①の用途地域から隣地境界線までの距離（単位：メートル）
- ③ ①及び②以外の場合は、隣地境界線から葬祭場の外壁等までの距離2メートル以上とし、隣地境界線に沿って中木及び高木による緑化を行うこと。
- ④ 小規模葬祭場の場合は、隣地境界線から葬祭場の外壁等までの距離を2メートル以上とし、隣地境界線に沿って中木及び高木による緑化を行うこと。
- ⑤ 葬祭場の増築をする場合には、①から④までの規定は当該増築に係る部分に限り、適用する。
- ⑥ 葬祭場の建築物の用途を変更する場合は、敷地境界線に沿って可能な限り中木及び高木による緑化を行うこと。

（管理運営上の措置）

第10条 事業者は、葬祭場の管理運営について次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 供花及び柩は、原則として葬祭場の建物内に設置すること。
- (2) 通夜、告別式等は、葬祭場の敷地内で行うこと。
- (3) 葬祭場から生じる音及び匂い等については、できるだけ周囲に影響のないよう防音及び防臭等に配慮すること。
- (4) 葬祭場の敷地周辺の道路状況により、交通渋滞等が予測される場合は、会葬者の

自動車による来場を自粛するよう指示するとともに、事故の防止を行うこと。

- (5) 葬祭場の周辺地域内に商店街等がある場合は、会葬その他により、営業の妨げになる行為等のないこと。
 - (6) 葬祭場の敷地内又はその近傍地に周囲の景観を損ねるような広告物等の掲示は行わないこと。
 - (7) 葬祭場の管理運営を適切に行うとともに、周辺関係住民等から管理運営についての苦情があったときは、誠意をもって速やかに対応がとれるよう体制を整えること。
- (工事完了の報告)

第11条 事業者は、当該葬祭場の建築が完了したときは、遅滞なく工事完了報告書(第6号様式)により市長に報告すること。

(計画変更及び事業者変更)

第12条 事業者は、葬祭場の建築の計画を変更し、又は事業者を変更しようとするときは、速やかに変更申出書(第7号様式)を市長に提出し、変更内容について協議すること。

2 事業者は、葬祭場を譲渡又は賃貸する場合は、この要綱に基づき協定した内容等について、譲渡人又は賃借人に継承し、これを遵守させるよう努めること。

(公表)

第13条 市長は、事業者が第5条の規定による協議に応じないとき、第7条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は第9条若しくは第10条の規定による措置を講じないときは、事実の公表等必要な措置を講じることができる。

2 市長は、前項の規定により事実の公表を行う場合において、あらかじめ、公表しようとする者に対し、書面をもって公表しようとする内容及び理由を通知するとともに、意見を述べる機会を与えるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。